

大規模小売店舗立地法に基づく意見書の概要の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定により意見書の提出がなされたので公告する。

平成19年1月19日

滋賀県知事 嘉田 由紀子

- 1 大規模小売店舗の名称および所在地
スター栗東辻店
栗東市辻527番地1
- 2 提出された意見の概要
栗東市からの意見
 - (1) 騒音規制法、振動規制法、栗東市生活環境保全に関する条例に該当する施設を設置する場合は、工事着手の60日前までに届出すること。
 - (2) 特定建設作業を伴う場合は、工事着手の7日前までに届出すること。
 - (3) 建築にあたっては、騒音・振動・粉じんなど周囲に対し、環境阻害なきよう対策を講じるとともに、公共水域・道路の清潔保持に努めること。
 - (4) 工事内容については、周辺住民への周知徹底を図ること。
 - (5) 油類が流出しないよう留意すること。
- 3 提出された意見の縦覧場所および縦覧期間
 - (1) 縦覧場所
滋賀県政策調整部広報課県民情報室 大津市京町四丁目1-1
滋賀県商工観光労働部商業観光振興課 大津市京町四丁目1-1
財団法人滋賀県産業支援プラザ 大津市打出浜2-1 コラボしが21
滋賀県南部振興局総務振興部地域振興課 草津市草津三丁目14-75
栗東市環境経済部商工観光労政課 栗東市安養寺一丁目13番33号
 - (2) 縦覧期間 平成19年1月19日から平成19年2月19日まで